

福岡市自殺対策にかかると関係機関 令和7年度取り組み結果及び令和8年度取り組み計画

令和8年7月14日現在

	機関	令和7年 取組結果	令和8年 取り組み計画
1	九州大学病院 精神科神経科	1)2026年2月1日に令和7年度福岡PEECコースを開催し、主に救急医療従事者を対象に自殺企図後の患者に対する基本的な精神的ケアに関する研修を行なった。今回は18名の参加があった (医師5名、看護師13名) 2)当院内では高度外傷者等三次救急を担う救命救急センターと精神科が連携し、自殺企図後に救命された患者に対する精神医療の提供や社会資源との連携を行った。令和7年度は13件の対応を行った。 (課題) 上記1)PEECコース開催では応募者多数のため受講者の制限が必要であり、開催規模は引き続きの課題である。また受講対象としてソーシャルワーカーや救急救命士への広報が課題と考えている。	1)2027年1月に令和8年度福岡PEECコース開催を予定している。 2)院内の救命救急センターと連携し、自殺企図後に搬入された患者の早期精神科対応を継続していく。
2	福岡大学 医学部 精神医学教室	1.福岡大学病院の自殺対策に関連した臨床活動 救急医療機関に搬送された自殺未遂者 3次救急 43人 2次救急 32人 自殺予防外来 37人 自死遺族専門外来 10人 2.厚生労働省自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業 ①2025年7月29日(火)13:30～17:00 福岡市城南保健所 生活保護ケースワーカー(CW)を主な対象とした自殺予防に関するワークショップ研修会を実施。 ②2025年10月10日(金)18:00～20:30 福岡県弁護士会館 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会 ③2025年10月23日(木)14:30～17:00 福岡市(リファレンス博多近代ビル) 熊本医療センタースタッフと福岡大学病院スタッフにて、ケースマネージャーのブラッシュアップ研修を実施。 ④2025年12月13日(日)10:30～16:00 福岡市(福岡朝日ビル) 日本臨床救急医学会認定コースである第3回福岡PPSTコース(Prehospital PEEC Skill Training)を開催。 ⑤2026年1月16日(金)18:00～20:30 福岡県弁護士会館 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会 ⑥2026年1月11日(日)13:00～17:00 福岡市(リファレンスはかた近代ビル) 「自死で患者を亡くしたスタッフ」を対象としたグループ(集団精神療法)を開催。(リファレンスはかた近代ビル) ⑦2026年2月6日(木)15:0～17:00 熊本医療センター 熊本医療センター主催でケースマネージャーのブラッシュアップ研修を実施。 ⑧2026年2月11日(水・祝)10:00～12:00 福岡市(オンライン) 学校薬剤師を主な対象として、自殺予防および市販薬乱用に関するオンラインでの研修会(Zoom Webinar)を行った。市販薬の過量服薬・乱用の問題と最近の知見に関して福岡県薬剤師会 中原学氏、福岡県立精神医療センター太宰府病院の医師 宇佐美貴士氏が市販薬の乱用に関する講演を行った。 ⑨2026年2月13日(金)14:30～17:00 宮崎県立宮崎病院 宮崎県立宮崎病院と宮崎大学病院で自殺未遂者対応を行っている医療スタッフが参加しケースマネージャー・ブラッシュアップ研修を実施。 ⑩2026年2月20日(金)13:30～17:00 福岡市西区役所 生活保護ケースワーカー(CW)を主な対象とした自殺予防に関するワークショップ研修会を福岡市西区で実施。 ⑪2025年2月23日(月・祝)13:00-17:00 福岡大学病院 精神科以外の医師を対象とした「こころの連携指導料(I)要件研修」を実施。	1.福岡大学病院の自殺対策に関連した臨床活動 救急医療機関での自殺企図者の受け入れ を継続し実施する。救命救急センター・救急治療センター・外傷センターが受け入れに関わり、連携をさらに深めていく。さらにCPT(Child Protection Team)を中心とした子どもの自殺関連事象・自死遺児への支援、周産期の自殺対策、がん医療における自殺対策について、システム作りを行う。 2.厚生労働省自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業 ①2026年8月7日(金) 精神疾患を抱える人への支援者を対象としたメンタルヘルスワークショップ(北九州市門司区) 衛藤暢明・岡本雄太・増田将人・吉村裕太 門司区の生活保護に関わる行政職員を中心に実施。 ②2026年8月10日(月)参加者募集 精神疾患を抱える人への支援者を対象としたメンタルヘルス研修(福岡市天神貸会議室) 衛藤暢明・岡本雄太・石田匡宏 福岡県内の生活保護に関わる行政職員のための研修を実施。 ③2026年9月19日(土)参加者募集 多職種連携自殺予防研修会(福岡大学病院 多目的室) 衛藤暢明・河野さつき 自殺未遂者・自殺のリスクの高い患者に関わる訪問看護、精神科看護師を対象とした研修会 ④2026年10月3日(土)10:30-16:00 参加者募集[学会HP] 日本臨床救急医学会第4回PPSTコース(福岡朝日ビル) 救急隊を対象としたワークショップ ⑤2026年10月15日(木) 9:00-10:00 (城南警察署) 警察職員を対象とした自殺対策とメンタルヘルスに関する研修会 衛藤暢明 ⑥2026年11月21日(土) 13:00-15:00 参加者募集 アディクションと自殺予防に関する研修会(オンライン) 増田将人・衛藤暢明 福岡市薬剤師会 常務理事 高木淳一 薬剤師(学校薬剤師を中心)としたオンライン研修会 ⑦ 2027年2月12日(金)午後 衛藤暢明・吉村裕太・石田匡宏 福岡県高等学校養護教諭研修会(福岡大学病院 多目的室) 養護教諭を対象とした研修会 <日程調整中> 福岡県弁護士と精神科医療者による自殺問題研究会(2回) 自死で患者を亡くしたスタッフのためのグループ ケースマネージャー ブラッシュアップ研修会(福岡大学病院) ケースマネージャー ブラッシュアップ研修会(熊本医療センター) ケースマネージャー ブラッシュアップ研修会(宮崎県)

		3.その他の研修会 2026 年 10 月 18 日(土)12:30～17:20 日本臨床救急医学会 第 11 回 PEEC コース(福岡大学病院) 救急隊の参加者を中心に実施。 (課題) ・緊急の対応の必要性、自殺の危険に関する理解について、支援者の間での認識に差があり、実際の対応で問題になることがある。 ・自死発生後の対応、スタッフへの支援は十分になされておらず、今後検討すべきと考える。 ・研修会の周知が難しい。	救急患者を対象とした自殺の問題に関する研修 自殺予防に向けた研修会(こころの連携指導料(Ⅰ)要件研修)(福岡大学) 3.その他の研修会・企画 ① 2026 年 8 月 11 日(火・祝) 9:30-11:10 上映 参加者募集 映画上映会『牧師といのちの崖』(福岡大学病院 メディカルホール) 参加費 500 円 11:20-11:35 解題 衛藤暢明 11:35-12:00 座談会 ② 2026 年 10 月 18 日(土)13:00～17:40 日本臨床救急医学会 第 13 回 PEEC コース(福岡大学病院 多目的室)
3	福岡市医師会	・アルコール依存症連携構築事業 かかりつけ医が、アルコール依存患者の早期発見、早期治療および必要に応じて専門医療機関との連携を図ることができるようアルコール依存症に関する知識の向上を目的とした研修会を開催した。 日時 令和8年 3 月2日 19 時 場所 天神スカイホール 内容 回復者の声から学ぶアルコール依存症 医)飯盛会倉光病院 院長 倉光 かすみ 先生 出席者 78名 (課題) ・アルコール依存症の本質的理解、一般診療における早期発見のポイントの習得、治療機関および支援体制の不足など	・アルコール依存症連携構築事業 研修会を開催予定 日時 未定 場所 未定 内容 未定
4	福岡県精神科病院協会	1. 自殺の誘因となる精神疾患の啓発については、医師会主催の研修会へ講師派遣および運営に関しての会議参加をしている。また、かかりつけ医や地域住民に対し、うつ病の知識を深めるための研修等に協力している。 2. 会員病院である精神科医療機関において、うつ病などの気分障害をはじめ、希死念慮や自殺関連行動につながる精神疾患あるいは状態像を呈している方への精神科医療の提供を行っている。精神科診療所と精神科病院の連携のみならず、精神科以外の医療機関やほかの団体との連携を図り、精神科医療機関が自殺の危険のある患者に対し円滑に対応して いる。 3. 会員病院である精神科医療機関が、輪番制による福岡県精神科救急医療システムに参画し、夜間・土日などの時間外に精神科救急対応をしている。ならびに 24 時間 365 日体制での病床確保・入院受け入れを行っている。 4. 昭和 60 年度から福岡県医師会が中心となって実施している「性と心の健康事業」において、当協会は「心の相談分野」を担当し、福岡県内のすべての公立高校に精神科専門医が直接出向き、学生ならびに教職員やスクールカウンセラー等に対して個別相談支援、メンタルヘルス向上に関する講義、心理的サポート等を行っている。 (課題) ・精神科医療機関に対する知識不足や偏見の存在により、受診までに時間を要する、あるいは継続した治療提供ができないケースが存在する。 ・自殺対策において、すでに地域に存在する様々な相談窓口や支援団体と会員病院(精神科医療機関)との連携が、より有機的かつスムーズに行われることが望まれる。 ・県立高校と地域の会員病院との連携はスムーズであるが、それ以外の教育機関との連携には改善の余地があると考える。	令和 7 年度に引き続き、1～4 を継続する。 「重点的に推進する 4 つの施策」に関して、 ③「若年層、児童・生徒への自殺予防に資する教育の推進」については、児童思春期精神科医療をおこなう医療スタッフの養成を検討する。また、研修会の参加を促していく。 ④「女性特有の視点を踏まえた自殺対策」については、産褥期精神疾患の治療にも注力していく。
5	福岡県精神神経科診療所協会	・3 連休第 1 日目の待機指定当番(福岡、北九州、筑豊、筑後の4地区各1名)業務委託を例年通り行い、継続した。 ・自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発事業への講師、委員等派遣を行った。 ・措置診察業務への協力を行い継続した。 ・県や市町村から届く事業チラシやリーフレットを診療所窓口等患者さんや関心がある人の目につきやすい場所に設置や配布活用を行った。また診療時、必要に応じてチラシやリーフレット等を活用した。 ・救急医療を行っている医療機関との連携を円滑に進めた。	・3連休第1日目の待機指定当番(福岡、北九州、筑豊、筑後の4地区各1名)業務委託を例年通り行い、継続する。 ・自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発事業への講師、委員等派遣を継続して行う。 ・県の措置診察業務への協力を継続して行う。 ・県や市町村から届く事業チラシやリーフレットを診療所窓口や患者さんや関心がある人の目につきやすい場所に設置や配布、活用を継続して行う。(診療時、必要に応じてチラシやリーフレットの活用も行う) - 医療スタッフ対象の養成研修案内を診療所や周知する。 ・救急医療を行っている医療機関との連携を継続して行う。

6	福岡市救急病院協会	○臨床現場での自殺未遂者等を専門治療へとつなげる橋渡しの役割を果たす。 ○リーフレット等を活用し、相談できる窓口を広報する。 (課題) ○専門医療につなげる橋渡しとして、精神科等への紹介後、確実に治療を受けることができたか確認する方法がないため、自殺未遂者等に関しては追跡システム等の構築が求められる。	○ 臨床現場での自殺未遂者等を専門治療へとつなげる橋渡しの役割を果たすとともに、必要に応じて、リーフレット等を活用し、相談できる窓口を広報する。 ○ 救急搬送された患者に関しては、搬送救急隊との連携を密にし、自殺未遂者等への情報共有を行う。 ○ 自殺予防週間等を活用し、啓発活動を行う
7	福岡市薬剤師会	1 薬剤師に対してうつ病や自殺予防に関する知識の普及を図ります。(女性特有の視点を踏まえた自殺対策に関する内容を取り入れた研修内容も検討します。) ⇒「うつ病・薬物依存・自殺」をテーマに、うつ病対応力向上研修会を実施した。(123名参加) 2 うつ病スクリーニング自己チェック票を適切な相談窓口に引き続き設置し、活用していきます。 ⇒「こころの健康ガイド」のポスターを福岡市薬剤師会全会員薬局に配布、掲示依頼を行った。 3 市販の洗剤や睡眠薬・精神安定剤等の医薬品および毒物劇物の適正な取り扱いを啓発します。 ⇒薬剤師対象に医薬品・乱用薬物に関する研修会を実施した。(2 回開催、合計312名参加) 4 学校薬剤師活動での「薬物乱用および薬物教育」を通して、子どもたちに命の大切さを啓発します。 ⇒令和7年度は合計81件、学校薬剤師による薬物乱用防止教室が実施された。 5 来局者(もしくは地域住民)に対して各種団体作成啓発資材等を配布し、連携を充実させ、自殺対策に係る啓発を広げます。 ⇒うつ病対応力研修会参加者には福岡市精神保健福祉センターより提供していただいた啓発資材を配布し、薬局内で来局者および地域住民への啓発に活用していただいた。 (課題) ・自殺リスクに気付いた薬剤師の繋ぎ先となる多職種・行政と情報共有の仕組みなどの標準化 ・ゲートキーパー養成に特化したテーマの研修会の開催	1 薬剤師に対してうつ病や自殺予防に関する知識の普及を図ります。 ⇒ゲートキーパーの養成と支援、女性特有の視点を踏まえた自殺対策などに関する内容を取り入れた研修内容も検討。 2 うつ病スクリーニング自己チェック票を適切な相談窓口に引き続き設置し、活用していきます。 ⇒福岡市薬剤師会全会員薬局に配布、掲示を行う。 3 市販の洗剤や睡眠薬・精神安定剤等の医薬品および毒物劇物の適正な取り扱いを啓発します。 ⇒研修会等などにより適正使用、事故防止等について学ぶ 4 学校薬剤師活動での「薬物乱用および薬物教育」を通して、子どもたちに命の大切さを啓発します。 ⇒児童・生徒を対象に薬物乱用防止等をテーマに教育啓発を行う 5 来局者(もしくは地域住民)に対して各種団体作成啓発資材等を配布し、連携を充実させ、自殺対策に係る啓発を広げます。 ⇒各種団体の資材を福岡市薬剤師会全会員薬局・薬剤師に配布、掲示を行う。
8	福岡県精神保健福祉士協会	1、(公社)日本精神保健福祉士協会業務委託「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業② ・月～水曜日の 18:30～22:30(受付は 22 時まで)に派遣 ・相談員同士のピアスーパージョン研修会を企画開催し、経験のシェアや対応力の向上を図った。 2、福岡県司法書士会との合同研修会①② ・お互いの役割や専門性について知り、よりよい連携を図ることを目的に毎年開催している。 3、「こころと法律の相談会」への相談員の派遣② ・相談員を 2 名派遣 4、自殺対策関連の研修会、キャンペーンなどへの参加、啓発活動、広報活動 5、福岡県中高年就職支援センターでの求職者へ対する心の健康相談② ・月 2 回、14:00～17:00、相談につき 1 時間、予約制。 ・当協会より輪番で巡回相談員を推薦。 (課題) ・協会員全てが上記の活動へ参加しているわけではない。 ・会員の問題意識、相談対応スキルにばらつきがある。	1、(公社)日本精神保健福祉士協会業務委託「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業への人材派遣② 2、福岡県司法書士会との合同研修会①② 3、自殺対策における相談会への人材派遣② 4、自殺対策関連の研修会、キャンペーンなどへの参加、啓発活動、広報活動 5、福岡県中高年就職支援センターでの求職者へ対する心の健康相談への人材派遣
9	福岡県立大学	・自殺対策協議会への参加	・自殺対策協議会への参加
10	福岡県弁護士会	1 自殺対策に特化した法律相談の実施 ① 自死遺族法律相談	1 自殺対策に特化した法律相談の実施【②】 ① 自死遺族法律相談 ② 自死問題支援者法律相談

		福岡市との共催で、毎月1回(原則として第1水曜日午後1時～4時)、天神弁護士センターに弁護士1名と心理専門職(福岡市が派遣)1名が待機し、自死遺族からの面談相談及び電話相談に応じる。 専用電話番号は092―738―0073 北九州市、福岡県とも同趣旨の相談を実施。 2026年度の相談件数:13件 ② 自死問題支援者法律相談 自死の危険の高い人本人ではなく、それを支援する方々(例えば、家族・親族、学校関係者、自治体や町内会関係者、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、ソーシャルワーカーといった専門職など)からの相談申し込みを受け付ける。平日の午前9時～午後4時まで、天神弁護士センターの専用電話(092―741―3210)で相談の申し込みを受け付け、原則48時間以内に担当弁護士から電話連絡をし、電話による相談に応じる。その結果、面談相談が必要な場合は、無料の面談相談(心理専門職の同席も可)を行う。筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形で実施。 2026年度の相談件数:45件(福岡9、北九州2、筑後34、筑豊0) ③ 福岡市精神保健福祉センター主催の「こころと法律の相談会」への相談員派遣(3月・9月) 2 市民向けシンポジウム 2026年3月7日に職場のメンタルヘルスに関するシンポジウムを開催(基調講演は産業医科大学の江口尚さん) 3 研修・協議会等 ① 会内研修 2025年9月30日に研修会「弁護士・事務所職員のメンタルヘルスケアの心得」を実施 ② 福大精神科教室との定期勉強会 4 弁護士会の他の委員会との共同の取り組み ① 生活保護支援システム ② リーガルエイドプログラム(当会、各市町村、法テラス福岡による共同事業) (課題) ・自死遺族法律相談、自死問題支援者法律相談の窓口の周知が不十分。 ・両性の平等委員会、子どもの権利委員会、LGBT 委員会等他の関連する委員会との共同の取り組みが十分でない(各委員会が個別に相談窓口を設置するなどの取り組みはあるが、自殺対策という視点での連携は不十分)。 ・会内研修への参加者が限られ、会員の問題意識、相談対応スキルにばらつきがある。	③ 福岡市精神保健福祉センター主催の「こころと法律の相談会」への相談員派遣(3月・9月) 2 市民向けシンポジウム【①】 2027年3月13日(候補日)に自殺予防に関するシンポジウムを企画している(テーマは未定)。 3 研修・協議会等【①】 ① 会内研修 テーマは未定だが、例年通り研修会を開催予定 ② 福大精神科教室との定期勉強会 4 弁護士会の他の委員会との共同の取り組み ① 生活保護支援システム ② リーガルエイドプログラム(当会、各市町村、法テラス福岡による共同事業) 【その他(他関係機関および事務局への連絡事項等)】 2027年3月13日(土)に別の自殺対策に関するイベント等の実施予定がないか確認させていただきたい。また、当該シンポジウムへのご参加と広報へのご協力をお願いしたい。
11	福岡県司法書士会	1会員向け研修会、外部との合同研修会の実施 ①福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会 ②自死問題に関する研修会 2外部研修会参加 ①第 49 回日本自殺予防学会総会に参加 ②第 12 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に参加 3 相談会、ベッドサイド法律相談 の実施 ①心と法律の相談会 ②ベッドサイド法律相談 ③年末・生活・困りごと相談会 ④更生保護施設での法律相談会 (課題) 自死問題に対応可能な会員の育成 ベッドサイド法律相談の医療機関への周知	1会員向け研修会、外部との合同研修会の実施 ①福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会 ②自死問題に関する研修会 2外部研修会参加 ①第 45 回日本社会精神医学会に参加 ②第 13 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に参加 3 相談会、ベッドサイド法律相談 の実施 ①心と法律の相談会 ②ベッドサイド法律相談 ③年末・生活・困りごと相談会 ④更生保護施設での法律相談会
12	西日本新聞社	○福岡市や全国の現状とその背景にある社会課題の報道 自死につながる孤立や生きづらさ、生活困窮、過重労働といった社会問題を調査報道した。主なテーマは以下の通り。 ・天神・警固公園に集まる少女たちの居場所づくり活動 ・若者の自殺願望につけ込んだ昏睡強盗などの事件 ・不登校、ひきこもり当事者の声や支援活動 ・県内外の中高生のいじめ自殺	・現状と社会課題を継続的に報道する ・苦しい状況下にある当事者に向けた発信を強化する ・相談機関などの広報をサポートする

		・職場のメンタルヘルス対策 ・カスハラ、パワハラなどのハラスメント問題 このほか、支援団体のイベント告知など広報をサポートした。																																																	
13	福岡いのちの電話	1 電話相談事業 (1) 電話相談は24時間年中無休体制で対応しており、令和7年に相談を受けた研修は、12,083件で、そのうち自殺傾向のある相談は、1, 263件（10.5%）であった。 (2) 自殺予防いのちの電話として、平成13年から、全国共通番号（フリーダイヤル）による自殺予防専用相談を、全国の都道府県所在の「いのちの電話」で取り組んでいる。福岡での対応件数は913件で、うち自殺傾向のある相談は232件（25.4%）であった。 2 インターネット相談（メール相談） インターネット相談（メール相談）を2007年10月から引き続き受け付けている。令和7年に対応した件数は50件。 3 自殺予防公開講座 市民への啓発のために自殺予防公開講座「命の参観日～多文化共生の視点からの自殺防止」を令和 8 年 1 月 18 日に開催した。 入場者数 134 名。 課題 1 相談事業の充実 (1) 24時間年中無休体制の円滑な維持のため、相談員の養成等相談員数確保に努める。 (2) 繋がる電話とするため、環境整備を図り、質の高いサービスを提供するよう努める。 (3) インターネット相談について周知を図るなど充実させるための取り組みを行う。 2民間団体等との連携強化 広く市民や企業等を対象とした啓発活動（メンタルヘルスの研修、いのちの電話の活動等）の実施を働きかける。	1 電話相談事業の充実 ① 24時間年中無休の電話相談対応、自殺予防いのちの電話（フリーダイヤル）及びインターネット相談の実施 ② 相談電話を受ける電話相談ボランティアを養成し、24時間年中無休体制の円滑な実施のための人材を確保 2. 相談員の養成・研修とサポートシステムの充実。 (1) 電話相談 相談員の養成研修を実施。相談員の活動更新のために全体研修（年4回）、フリーダイヤル研修、グループ・スーパービジョンの実施、相談員のケアシステムの実施 。 3. 広報活動のより一層の推進 ① 「福岡いのちの電話会報」の年4回発行 ② 福岡いのちの電話紹介リーフレットの発行 ③ 新聞・テレビなどを通じての広報活動を実施 ④ ホームページによる広報 4. 募金活動のより一層の推進 安定した運営のために、資金確保に向けた募金活動の推進 後援会組織を充実し、連携強化により組織の活性化を図る 5 民間団体との連携強化 ① 民間団体、福岡市と連携協力して、自殺予防のための電話相談等を継続して実施する ② 民生委員等を対象に「いのちの電話」の活動を伝える啓発活動を実施し、ゲートキーパーとしての周知に努める ③ 近年増加している若年者の自殺防止等を目的とした自殺予防公開講座を朝日新聞厚生文化事業団との共催で開催する																																																
14	リメンバー福岡 自死遺族の集い	1. 自死遺族の集いの開催 ▼R7 年度 開催日・参加人数一覧（ ）:うち初参加者 <table><tr><td>開催日</td><td>開催形式</td><td>参加人数</td><td>開催日</td><td>開催形式</td><td>参加人数</td></tr><tr><td>4/27</td><td>オンライン</td><td>7(0)</td><td>10/26</td><td>オンライン</td><td>6(0)</td></tr><tr><td>5/25</td><td>対面</td><td>18(6)</td><td>11/23</td><td>対面</td><td>15(3)</td></tr><tr><td>6/22</td><td>オンライン</td><td>5(0)</td><td>12/28</td><td>オンライン</td><td>8(1)</td></tr><tr><td>7/27</td><td>対面</td><td>13(2)</td><td>1/25</td><td>対面</td><td>18(6)</td></tr><tr><td>8/24</td><td>オンライン</td><td>8(0)</td><td>2/22</td><td>オンライン</td><td>8(1)</td></tr><tr><td>9/28</td><td>対面</td><td>15(5)</td><td>3/22</td><td>対面</td><td>17(4)</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>12 回</td><td>オン:6 回 対面:6 回</td><td>138 (28)</td></tr></table> 2. 講師派遣など ・1/9 鹿児島県自殺対策関係者研修会 講師派遣 1 名 ・2/15 福岡県社会福祉士会自殺予防ソーシャルワーク研修 講師派遣 1 名 3. 自死遺族のメッセージ集・リーフレット配布 ・ホームページを通じ、県内外の希望者（自死遺族）にメッセージ集を郵送。10～20 部程度。リーフレット 50～100 部程度（課題） ・① 若手スタッフの増員（2 名目標）・育成 ② 次世代への自死遺族会運営ノウハウおよびファシリテーション技術の継承。	開催日	開催形式	参加人数	開催日	開催形式	参加人数	4/27	オンライン	7(0)	10/26	オンライン	6(0)	5/25	対面	18(6)	11/23	対面	15(3)	6/22	オンライン	5(0)	12/28	オンライン	8(1)	7/27	対面	13(2)	1/25	対面	18(6)	8/24	オンライン	8(0)	2/22	オンライン	8(1)	9/28	対面	15(5)	3/22	対面	17(4)	合 計			12 回	オン:6 回 対面:6 回	138 (28)	1. 自死遺族の集い 開催 ・偶数月第 4 日曜日 21:00～23:00 年 6 回 オンライン形式 ・奇数月第 4 日曜日 13:00～17:00 年 6 回 対面形式 ・年間 約 100 名の参加者を見込む。 2. 講師派遣など ・年間 2～3 回程度。スタッフを研修講師として派遣。 3. 自死遺族のメッセージ集・リーフレット配布 ・ホームページを通じ、県内外の希望者（自死遺族）にメッセージ集を郵送。10～20 部程度。 ・対面形式の集い、研修講師派遣の際、当会のリーフレットを配布 50～100 部程度。
開催日	開催形式	参加人数	開催日	開催形式	参加人数																																														
4/27	オンライン	7(0)	10/26	オンライン	6(0)																																														
5/25	対面	18(6)	11/23	対面	15(3)																																														
6/22	オンライン	5(0)	12/28	オンライン	8(1)																																														
7/27	対面	13(2)	1/25	対面	18(6)																																														
8/24	オンライン	8(0)	2/22	オンライン	8(1)																																														
9/28	対面	15(5)	3/22	対面	17(4)																																														
合 計			12 回	オン:6 回 対面:6 回	138 (28)																																														
15	福岡市民生委員・児童委員協議会	ゲートキーパー養成研修を受講した。 その他、ヤングケアラーや大人のひきこもり、精神障がい者の理解と対応について研修を受講した。 日常の見守り、特に一人暮らしの方への訪問、見守りを行った。	自殺（自死）予防や遺族支援、ゲートキーパー養成研修等を受講し、悩んでいる人に気づき、見守るとともに、関係機関につなぎ、地域住民の命を守るための支援体制を構築し、早期発見、早期支援に努める。																																																
16	福岡労働局	1 メンタルヘルスセミナーの実施 福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、福岡産業保健総合支援センター、福岡県労働基準協会連合会、全国保険協会福岡支部との共催により福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市の4か所で医師等メンタルヘルス対策の専門家を講師に招きセミナーを実施。 令和7年度は4か所合計で413名が参加した。	1 メンタルヘルスセミナーの実施 本年度においても、以下のとおりメンタルヘルスセミナーを実施する予定。 7/7 福岡市（参集式、定員200名） 7/10 久留米市（参集式、定員150名） 7/30 北九州市（参集式、定員200名）																																																

		2 労働基準監督署による指導 県下12の労働基準監督署・支署においてメンタルヘルス対策に問題があると思われる事業場に対し個別指導等実施している。 (課題) 令和7年5月14日公布改正労働安全衛生法により、公布日より3年以内に労働者数50名未満の事業場においてもストレスチェックが義務化されるが、この普及が最大の課題と思われる。	8/18 飯塚市(ハイブリット式、参集60名、Web300名) 2 労働基準監督署による指導 県下12の労働基準監督署・支署においてメンタルヘルス対策に問題があると思われる事業場に対し個別指導を実施予定。
17	福岡産業保健総合支援センター	当センターは産業医や産業保健職、事業主や人事労務担当者など産業保健関係者を対象に、地域窓口である地域産業保健センターと連携しながら、専門スタッフや多くの外部委嘱した専門家が産業保健に関する相談や研修、情報提供などの支援を行っている。 特に職場におけるメンタルヘルス対策および自殺予防に資する支援は、一次・二次・三次予防として行っている。 令和7年度は、一次予防として、メンタルヘルス体制づくり支援、管理監督者・若年労働者への教育、ストレスチェック制度の実施支援と集団分析結果を活用した職場環境改善、長時間労働対策、ハラスメント防止研修等を行った。 二次予防としては、管理監督者や人事労務担当者からのメンタルヘルス事案に関する相談、労働者本人からの相談、高ストレス者への面接指導に関する助言、産業医や医療機関との連携支援を行った。 三次予防としては、メンタルヘルス疾患により休業した労働者の職場復帰支援、復職後のフォロー、再発・再休職防止に関する事業場への助言を行った。 相談や支援依頼の多くが中小規模事業場からであるため、産業医や心理職などの専門職が十分に配置されていない事業場が多い。そのため、管理職や人事労務担当者が労働者の変化に気付き、適切に声かけを行い、必要に応じて専門機関へつなぐ役割を担えるよう当センター事業では研修を行ったが、自殺予防の観点から重要と考える。 当センターは、事業場や労働者、産業保健スタッフから面談、電話やWEB等による相談が年間約4000件あった。また、必要に応じて専門スタッフが実際に事業場を訪問して支援や助言する事も250件ほどあった。 専門研修やセミナーは、WEB開催も併用して年間130回以上実施されているが、そのうちメンタル関係の講演は約4分の1を占めた。 (課題) メンタルヘルス疾患で休職した労働者に対する両立支援活動を強化しているが、人的制約や経験不足などでメンタルヘルス事案の復職支援についてはまだ不十分と思われ、特に両立支援コーディネーターの更なるスキルアップが必要と考えている。 また中小規模事業場への当センター事業活用への周知も課題であり、より多くの事業場に活用いただくことが必要と考える。	令和7年度に引き続き、産業医、産業保健職、事業場の事業主および人事労務担当者、管理監督者等を対象として、地域産業保健センター、専門スタッフ、外部専門家と連携しながら、職場におけるメンタルヘルス対策および自殺予防に資する支援を継続して行う。 今年度も一次・二次・三次予防の取組みを継続し、主に中小規模事業場において、事業主や管理監督者、人事労務担当者が労働者の変化に早期に気づき、適切な声かけを行い、必要に応じて産業保健スタッフ、医療機関、地域資源等につなげることができるよう支援を強化する。特に小規模事業場では管理監督者や人事労務担当者の初期対応力が自殺予防の重要な基盤となるため、研修、相談対応、情報提供、事業場訪問等を通じて、実践的な支援を行う。 また、一般健康診断の機会を活用した女性特有の健康課題に関する問診について、事業場への周知を行う。月経困難症、月経前症候群、更年期障害等の健康課題は、直接に自殺予防を目的とするものではないが、体調不良、抑うつ、不安、心理的苦痛、孤立、受診控え等の背景に気づく入口となり得る。職場において女性労働者が安心して相談できる環境を整え、必要に応じて産業保健スタッフや医療機関につなぐ体制づくりを支援することは、広い意味でのメンタルヘルス対策および自殺予防に資するものと考ええる。 さらに、支援に携わる当センター職員や専門スタッフのメンタルヘルス事例対応力の向上を図る。具体的には、産業保健に理解のある精神科医をアドバイザーとして委嘱し、月1回の事例検討会を開催し、解決困難例について助言を受けながら、リスク評価、事業場への助言、主治医・医療機関との連携、復職可否判断、復職後フォロー、再発・再休職防止に関する対応力を高める。 加えて、両立支援コーディネーターを対象とした事例検討会を開催し、身体疾患に加え、メンタルヘルス疾患による休業・復職事例への対応を重点的に取り上げる。メンタルヘルス疾患は、症状の変動、職場要因、対人関係、再発リスク、本人同意に基づく情報共有の範囲など、身体疾患とは異なる配慮が必要となるため実際の事例を通じて実践力向上を図る。 今年度の活動指標として、メンタルヘルス関係研修の実施回数および参加者数、管理監督者・人事労務担当者からの相談件数、高ストレス者対応や復職支援に関する相談件数、事業場訪問支援件数、精神科医アドバイザーによる事例検討会の開催回数、両立支援コーディネーターによるメンタルヘルス事例検討件数等を用いて、評価する予定である。 以上、当センターは一次予防から三次予防までを一体的に進めるとともに、中小規模事業場における早期発見・早期対応の力を高め、職域における自殺予防対策の充実を図りたい。
18	福岡商工会議所	1.事務局職員による中小企業への巡回訪問や窓口相談を実施。資金繰りをはじめとした各種の経営相談に対応。 相談対応件数:23,913件 2. 経営幹部、人事労務管理スタッフ、管理職者等を対象にメンタルヘルスマネジメント検定を実施【①】 働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりを目指して、メンタルヘルスケアに関する知識や対処方法の習得を促した。 福岡地区受験者:2,485名 3.メンタルヘルスやハラスメント防止に関して、セミナー、会報、HPを通じ周知を行った。	1.事務局職員による中小企業への巡回訪問や窓口相談を実施。資金繰りをはじめとした各種の経営相談に対応。 2. 経営幹部、人事労務管理スタッフ、管理職者等を対象にメンタルヘルスマネジメント検定を実施【①】 働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりを目指して、メンタルヘルスケアに関する知識や対処方法の取得を促す。 3.メンタルヘルスやハラスメント防止に関して、セミナー、会報、HPを通じ周知。

19	福岡県 警察本部 人身安全対策課	○自殺統計調査の実施 ○自殺を仄めかす行方不明者の捜索・発見 ○インターネット上の自殺予告事案に対する各種照会及び対象者の保護対策 (課題) ○警察対応の内、自殺企図者(自殺志願者や自殺未遂歴のある者も含む)に精神障害が認められないため 精神保健福祉法に基づいた医療 ・ 援助等の措置に至らないケースに加えて、「身柄請け人が確保できず監護依頼が施せない」「本人が行政相談を拒み必要な支援がなされない」といった場合が多くある。 自殺企図者の大半は、精神障害の診断やその疑いがなくとも、何らかの精神不調が強く考えられるため、本人の意思に左右されず 状況に応じた適切な行政サービスがなされるシステムを構築し、警察と行政で連携して対応する必要がある。 ○自殺企図・自殺予告事案は、安全確認と危険性判断の必要があり、対象者との接触は不可欠であるが、先般の取扱いにおいて、通報元や関係機関との連携が難航し、安全確認に時間を要した事例がある。 同種事案の中には、情報共有や対応依頼といった関係機関等との連携・協力がなければ警察として十分に安全対策ができない事案もあるため、「救えた命を救えなかった 」とならないよう、関係機関等と共通認識を持ち、スピード感をもった対応を図る必要がある。	○自殺統計調査の実施 ○自殺を仄めかす行方不明者の捜索・発見 ○インターネット上の自殺予告事案に対する各種照会及び対象者の保護対策
20	市民局 男女共同参画	●相談事業 (アミカス相談室) ・日常生活の中で直面する様々な問題について女性相談員などが相談を受け、問題解決に向けて支援を行った。 ① 各種相談<相談件数 5,054 件> ・総合相談<4,685 件(電話 4,295 件、面接 390 件)> ・アミカス DV 相談ダイヤル<95 件> ・男性のための相談ホットライン<47 件> ・法律相談<227 件> ・グループワーク(DV に悩む女性を対象)<年間 2 講座(1 講座全 6 回)> ②講座 ・夫・パートナーとの関係を考える講座<年 2 回> ・女性のためのアサーティブネス講座<年 1 回> ③他機関との連携 ・各区家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センター、アミカス相談室の合同事例検討会の実施<年2回> (課題) 相談者の様々な悩みに適切に対応できるよう、引き続き相談員の専門性の維持、向上に努める。 ●女性のためのつながりサポート事業(つながりサポート相談室) 様々な不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、アウトリーチ型の支援など、NPO 等の知見を活用したきめ細かい支援を行った。 1. 相談窓口設置(令和7年度相談件数:861 件) ・アミカス(研修室 F)において、常設の相談窓口を設置し、対面・電話での相談支援を行った。 2. 生理用品等の提供(令和7年度配布数:1,100 パック) ・こども食堂、マザーズハローワーク等において、相談支援の一環として生理用品を配布した。 (課題) 利用しやすい相談窓口の運用、広報に努める。また、幅広い世代の利用に向けた広報の工夫を行う。 ●困難を抱える女性への支援 ・困難女性支援調整会議を開催し、市、関係機関、民間団体の横断的な連携・協働を推進 <代表者会議 1 回、実務者会議2回(うち 1 回は書面開催)> ・福岡市女性支援基本計画を新規策定	●相談事業の実施 (アミカス相談室) ①各種相談 ・総合相談(電話・面接による個別相談) ・アミカス DV 相談ダイヤル ・男性のための相談ホットライン ・法律相談 ・グループワーク(DV に悩む女性を対象) ②講座 ・夫・パートナーとの関係を考える講座 ・女性のためのアサーティブネス講座 ③他機関との連携 ・各区家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センター、アミカス相談室の合同事例検討会の実施など ●女性のためのつながりサポート事業(つながりサポート相談室) 様々な不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、アウトリーチ型の支援など、NPO 等の知見を活用したきめ細かい支援を行う。 1. 相談窓口設置 ・アミカス(研修室 F)において、常設の相談窓口を設置し、対面・電話での相談支援を行う。 2. 生理用品等の提供(令和8年度配布予定数:1,100 パック) ・こども食堂、マザーズハローワーク等において、相談支援の一環として生理用品を配布する。 ●困難を抱える女性への支援 ・福岡市女性支援基本計画に基づき、困難を抱える女性が自身で意思決定できるよう支援する。 ・困難女性支援調整会議を開催し、市、関係機関、民間団体の横断的な連携・協働を推進する。 <代表者会議 1 回、実務者会議 2 回を予定> ●福岡市 DV 防止基本計画に基づき、引き続き以下のとおり取組む。 ・配偶者からの暴力防止に向けた意識啓発・相談体制の充実・保護体制の充実・被害者の自立支援のための支援・関係機関との連携 ●DV 被害者等自立生活援助事業により、引き続きアウトリーチ型の支援も踏まえた自立支援等の実施。

		(課題) 相談窓口や女性を対象とした支援施策に関する積極的な広報周知に努める。また、民間団体や関係機関とのさらなる連携を図る。 ●DV相談や通報への対応 ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 相談件数(集計中) ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した 24 時間対応の実施 ●自立支援 ・住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援 法律相談件数 62 件<48 件> DV被害者親子等に対するカウンセリング8人<7人> ・市営住宅、児童福祉、ひとり親家庭福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者等自立生活援助事業 アウトリーチ型の支援も含めた自立支援及び退所後の定着支援自立支援 12 人、定着支援 10 人<12 人、7 人> ・DV被害者の子どもに対しては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 ●ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターのカード・リーフレットの配布等による広報啓発 カード・リーフレットの設置(配布)箇所 853 箇所<853 箇所>	
21	こども未来局 こども政策部	【こども健全育成課】 ●中高生の居場所づくり事業 地域における若者の居場所数の増加と安定的な居場所運営サポートのために、相談対応や広報活動支援、人材育成、居場所運営団体への助成などを実施した。 (1) 開設・運営(予定)団体や市民を対象に居場所づくり講座、交流会、人材養成講座の実施(15 回) (2) 地域で若者の居場所を開設・運営する団体に対する事業費の補助(16 団体) ●困難な状況にある若者の相談支援 (1) 国・県・市の関係機関等で構成する若者支援地域協議会において、代表者会議を開催した。 (2) 若者総合相談センターにおいて、関係機関・若者支援団体等と連携して、若者や家族等の相談内容に応じた支援を実施した。【相談件数:1,946 件】 (3)若者支援団体ネットワークにおいて、市内の若者支援団体が情報を共有し連携を深めることができるよう、ネットワーク会議を適宜開催した。(令和 8 年3月 31 日現在 37 団体) (課題) ●中高生の居場所づくり事業 居場所の立ち上げだけでなく継続もサポートするために、人材育成も含め継続的な支援が必要。 ●困難な状況にある若者の相談支援 若者総合相談センターの認知拡大や関係機関(学校など)との連携体制の強化を引き続き行い、支援が必要な若者の早期発見に努めていく必要がある。 【こども家庭課】 ●妊産婦等相談・生活支援事業 産前・産後母子支援センター「こももティエ」において、妊娠早期から 24 時間体制で相談を受け付け、特定妊婦等に対する生活や子育ての支援を実施。 令和 7 年度相談件数:464 件 (令和 6 年度 469 件)	【こども健全育成課】 ●中高生の居場所づくり事業 居場所づくりを行う民間団体等へ、開設から運営までの一貫した支援を実施するとともに、居場所づくりを担う人材育成に取組み、地域における居場所づくりを推進する。 ●困難な状況にある若者の相談支援 若者総合相談センターにおいて、困難な状況にある若者やその家族からの相談を広く受け付けるとともに、関係機関及び民間支援団体等と連携した支援を実施する。 【こども家庭課】 ●妊産婦等相談・生活支援事業 産前・産後母子支援センター「こももティエ」において妊娠早期からの妊娠葛藤等の相談に応じ、各区保健福祉センターと連携しながら、特定妊婦等への訪問支援、産前・産後の入所による生活支援、養育支援を引き続き実施します。

	【こども健やか課】 ●乳児家庭全戸訪問事業 ・助産師、保健師の専門職が赤ちゃんがいるすべての家庭へ訪問。＜対象者数/訪問数＞11,759 件/11,201 件 ●低月齢児親子教室 ・主に低月齢の乳児とその保護者を対象に、育児指導や相談、交流を図り、産後早期の育児不安の解消、こどもの病気や事故防止への理解促進、児の健全な発育を促した。＜実施回数/延参加者数＞58 回/1,784 人 ●母親の心の支援事業 ・乳児の家庭訪問の際に母親に対してエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施し、産後うつ病のハイリスク者や育児不安が特に強い母親の把握を行い支援を行った。＜EPDS 調査数(実数)＞10,792 件 ●産科医療機関と行政が連携した妊娠時期からの支援事業 ・産科医療機関が妊婦健診の際に把握した要支援妊婦について、妊婦が居住する区の保健福祉センターに情報提供するとともに対応を協議し、連携して支援を行った。 ＜情報提供書受理件数＞362 件 ＜妊婦家庭訪問数＞346 人 ●産婦健康診査事業 ・出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を行い、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図った。 ＜受診状況＞21,989 人 ●産後ケア事業 ・出産後1年未満の母子を対象として、医療機関や助産所で宿泊・通所または訪問により、心身のケアや育児のサポートを行った。 ＜延利用日数＞12,993 日 ●産前・産後ヘルパー派遣事業 ・育児に不安や負担を感じている世帯を対象に、妊娠中から出産後1年未満の間、委託事業所がヘルパーを派遣し、家事援助(食事の準備、洗濯、買い物等)や育児援助(おむつ交換、沐浴介助等)を行った。 ＜延利用回数＞21,289 回 (課題) ●乳児家庭全戸訪問事業 ・出生連絡票等の送付がない場合は、約束せずに訪問をしているが、5%(約600 人)程度が里帰り中等で直接面会ができていない。また、里帰り先での訪問後フォローが必要な場合など福岡市での継続的な支援につなぐににくい家庭もある。 ●母親の心の支援事業 ・産後うつ等を診察できる医療機関が限られており、受診までに時間を要したり、継続した受診につながらない状況がある。 ●産科医療機関と行政が連携した妊娠時期からの支援事業 ・産科医療機関の理解が深まっている状況はあるが、医療機関により情報提供の状況に差が出てきている。 ●産後ケア事業 ・利用件数の増に伴う供給不足が生じ、受け皿の確保が必要。 【こども相談企画課】 ●こどもや保護者を対象に、こどもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育の分野から総合的・専門的な相談・支援を実施。	【こども健やか課】 ●引き続き事業を実施。 ※乳児家庭全戸訪問事業 ・妊娠から出産・子育て期まで一貫して相談に応じる「伴走型支援」により、産後うつ病のハイリスク者や育児不安が強い母親に対してより早期に必要な支援につなぐことができるよう、体制を整えている。 【こども相談企画課】 ●令和7年度の実績事業を引き続き実施。
--	--	--

		●当センターの相談事業として、電話相談は 24 時間対応(年末年始を除く)で、電話相談員が相談者の話を傾聴し、必要に応じて助言や他機関の紹介、当センターでの面接に繋ぐ支援を実施。 ●福岡市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童生徒を対象に、GIGA スクール端末を活用し、福岡市こどもタブレット相談事業を実施。悩みや不安を抱えるこどもからの相談に、臨床心理士などの資格を持つ相談員が「チャット」又は「音声通話」で対応。 <相談実績> 令和7年度電話相談受理件数 12,348 件 令和7年度タブレット相談対応件数 2, 549 件 (課題) ●相談内容に応じ、緊急性や状況を判断して、支援しております。 【こども支援第2課】 ●中学校卒業後から概ね20歳までのひきこもり等の状態にある方を対象に相談支援を実施しており、集団支援事業として居場所を開設している。 <思春期ひきこもり地域支援センター> R7 年度相談件数:延べ 602 人 R7 年度居場所活動: 144 回、延べ 373 人 <えがお館内> R7 年度居場所活動: 92 回、延べ 509 人 (課題) 支援が必要な方やその家族に相談先の情報が届くよう周知する必要がある。	【こども支援第2課】 ●中学校卒業後から概ね20歳までのひきこもり等の状態にある方を対象に相談支援を実施しており、集団支援事業として居場所を開設している。 <思春期ひきこもり地域支援センター> 電話相談、来所相談、保護者支援 居場所活動、訪問支援 <えがお館内> 電話相談、来所相談、保護者支援 居場所活動、訪問支援
22	福祉局 生活福祉部	【福岡市生活自立支援センター】 (支援者数) R3 年度 1,266 人 R4 年度 1,476 人 R5 年度 1,554 人 R6 年度 1,565 人 R7 年度 1,873 人 (関係機関との連携) R3 年度 256 人 R4 年度 383 人 R5 年度 407 人 R6 年度 424 人 R7 年度 407 人 生活自立支援センターにおいて、住居の確保や就労支援など状況に応じたきめ細やかな支援を行うことで、生活が安定し、自殺予防にも寄与している。 (課題) 相談者に専門相談窓口などの情報提供を行う場合があるが、その後の支援について、関係機関との連携強化が課題である。 【地域共生課】 ・ふれあいサロン 一人暮らしや身体機能の低下等により、家に閉じこもりがちな高齢者等のひきこもりの解消や認知症・介護予防等を目的として、地域のボランティアが公民館や集会所等でレクリエーションや健康体操等の活動を取り入れ、交流・ふれあいの場を広げる「ふれあいサロン活動」の拡充を支援 ※R7ふれあいサロン利用者数 11,546 人	【福岡市生活自立支援センター】 第4章(6)社会全体の自殺リスクを低下させる ①相談 生活自立支援センター及び令和 8 年 4 月から各区役所へ設置した分室により、引き続き支援を実施する。 生活自立支援センターについて、チラシや SNS を活用し、引き続き積極的な広報を行う。 ②社会的リスクに対する様々な支援 引き続き、複合的に課題を抱える生活困窮者を包括的に支援するとともに、各区保健福祉センターや精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を強化する。 【地域共生課】 高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流を図るための「ふれあいサロン」を支援するとともに、地域住民やサービスとしての見守り、企業等と連携した見守り等により高齢者等の重層的な見守り支援に努める。

		(課題) 高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加などに対応するため、地域での支え合い体制の強化が必要 【保護課】 各福祉事務所に対して、精神保健福祉センターが実施する自殺対策研修への参加を勧奨した。 職員の資質向上のため、新任ケースワーカー及び新任査察指導員に対して生活保護に関する研修を実施した。	【保護課】 各福祉事務所に対して、精神保健福祉センターが実施する自殺対策研修への参加を勧奨するとともに、職員の資質向上のため、2年目以降のケースワーカーに対する研修を実施する。
23	区保健福祉センター	【健康課】 ●妊産婦に対する支援の充実 ・母子健康手帳交付の際に、助産師等の専門職が妊婦と面談を行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、関係機関と連携を図り支援を実施 ・助産師等が乳幼児家庭全戸訪問を行い、EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等を実施。高得点者に関しては地域保健福祉課校区担当保健師の継続支援につなげている。 ●精神保健福祉相談の実施 ●各区の実情に合わせて自殺予防を目的とした啓発活動の実施 ・自殺対策強化月間に合わせ、自殺予防のパンフレットやポスターを掲示し、啓発グッズ(ティッシュ)を配布。 ・自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせ、区役所や出張所等でTVモニターやデジタルサイネージで、自殺予防に関する動画や画像を放映。 ・健康づくり月間に合わせ、健康づくりに関するパネル展で自殺予防のパンフレットやポスターを掲示。 ・ヘルスメイト養成講座の講話時に相談窓口の紹介、うつ予防教室について案内。 (課題) ○支援の必要性が高い妊産婦ほど、支援者との関係構築が難しいため、関係機関との緊密な連携が必要である。 ○相談内容に応じて適切に対応できるよう、引き続き職員の専門性の維持、向上に努める必要がある。 【地域保健福祉課】 ●乳児家庭訪問実施時において、産後うつリスクが高い妊産婦に対し、保健師の継続訪問による支援やこども家庭支援員の派遣をおこなった。また、受診が必要と判断されるような場合には専門医受診や心の相談をすすめた。 ●母子巡回健康相談や育児サークルや子育てサロン等において、うつ病予防に関する教育やリーフレットの配布をおこなった。 ●校区や保健福祉センター内で実施する成人・高齢者を対象とした健康教育にて、うつ病予防についての講話をおこなった。 (課題) ○精神疾患を抱えた妊産婦が増えており、産科(診療所)・精神科間の医療連携が促進されることが望まれる。 ○精神科受診への抵抗感や家族の理解不足により、必要な受診につながらないことがある。産後うつに伴う自殺を防ぐためには、精神科受診への理解について年代問わず広く市民全体への啓発が必要である。 ○精神科受診を希望しても、予約が取れず受診までに数週間を要する例も多い。タイムリーな受診に対応できる仕組みが必要である。	【健康課】 ●妊産婦に対する支援の充実 ●精神保健福祉相談の実施 ●自殺対策を目的とした啓発を継続して実施 【地域保健福祉課】 ●令和7年度の実績事業を引き続き実施。
24	消防局救急課	予防広報として、自殺予防のリーフレットやカードを救急車内に設置するとともに、必要に応じて、本人もしくは家族へリーフレット等の配布や相談窓口案内を実施した。 (課題)	引き続き、予防広報として、リーフレットやカードを救急車内に設置するとともに、本人もしくは家族へ相談窓口案内を実施する。

		救急活動においては、搬送や処置が最優先となることや関係者と落ち着いて話ができる状況は少ないため、リーフレット等の配布や相談窓口を案内する機会も限られる。	
25	教育委員会 指導部	○教職員の研修・啓発 ・精神保健福祉センターと共催で教職員を対象に「自殺予防教育の推進のための指導者研修会」を実施した。 ・精神保健福祉センターと連携し、各小中学校において自殺予防研修の推進を行った。 ・QUアンケートの分析・活用研修を小中学校で実施し、要支援児童生徒に対して早期に適切な対応ができるようにした。 ○児童生徒へのアンケートの実施 ・各小中学校において、毎月のいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の悩みやいじめの早期発見・早期対応に努めた。 ・QUアンケートを小1～中3までの全ての児童生徒実施し、いじめや自殺企図のサイン等、児童生徒の実態把握を行い、早期対応に努めた。 ○チーム学校、小中連携の推進 ・教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、教育・心理・福祉の面から課題をかかえる児童生徒、保護者などの支援を行った。 ○自殺予防に係る通知の周知 ・節目における自殺予防に係る国や県からの通知を各学校に周知した。 ○「市内一斉面談」の実施 ・気になる児童生徒を学校全体で集約し、保護者相談やスクールカウンセラー面談等につなげ、定期的に声かけを行った。 ○「福岡市こどもSNS相談」相談窓口の設置 ・平日と日曜日の19:00～22:00に実施した。 ○いじめゼロの推進 ・いじめゼロプロジェクトを推進し、児童生徒が主体となり、自らいじめについて考え、具体的に行動することで、いじめ問題に向き合い、いじめを許さない風土の醸成をはかった。 (課題) ●自殺予防に係る教職員の意識を高めたり、児童生徒が抱える課題に対して、チームで対応をする支援体制の構築を図ったりするために、教職員研修の内容を充実させる。	○教職員の研修・啓発 ・精神保健福祉センターと共催で教職員を対象に「自殺予防教育の推進のための指導者研修会」を実施する。 ・精神保健福祉センターと連携し、各小中学校において自殺予防研修の推進と啓発資料配布を行う。 ・QUアンケートの分析・活用研修を小中学校で実施し、要支援児童生徒に対して早期に適切な対応ができるようにする。 ○児童生徒へのアンケートの実施 ・各小中学校において、毎月のいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の悩みやいじめの早期発見・早期対応に努める。 ・QUアンケートを小1～中3までの全ての児童生徒実施し、いじめや自殺企図のサイン等、児童生徒の実態把握を行い、早期対応に努める。 ○チーム学校、小中連携の推進 ・教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、教育・心理・福祉の面から課題をかかえる児童生徒、保護者などの支援を行う。 ○自殺予防に係る通知の周知 ・節目における自殺予防に係る国や県からの通知を各学校に周知する。 ○「市内一斉面談」の実施 ・気になる児童生徒を学校全体で集約し、保護者相談やスクールカウンセラー面談等につなげ、定期的に声かけを行う。 ○「福岡市こどもSNS相談2026」相談窓口の設置 ・平日と日曜日の19:00～22:00に実施する。 ○いじめゼロの推進 ・いじめゼロプロジェクトを推進し、児童生徒が主体となり、自らいじめについて考え、具体的に行動することで、いじめ問題に向き合い、いじめを許さない風土の醸成をはかる。
26	保健医療局保健所精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課	●うつ病予防教育の実施 ・各区うつ病予防教室 回数:8回 参加者数:157人 ・「うつ病の理解と予防」動画配信(YouTube) ・働く世代向けうつ病予防教室 回数:1回 参加者数:14人 ・ゲートキーパー養成講座 回数:2回 参加者数:24人 ●心のサポーター養成研修の実施 ・一般市民向け対面研修 実施回数:3回 修了者数:163人 ・一般市民向けオンライン研修 実施回数:1回 修了者数:57人 ・民生委員向け対面研修 実施回数:1回 修了者数:87人 ・中学校教員向け対面研修 実施回数:2回 修了者数:28人 ●精神保健福祉相談の実施 ・定例相談 心の相談件数:87件 母子精神保健相談件数:6件 ・常時相談 「こころの健康づくり」に関する相談件数:53件 ●精神保健福祉相談員オンライン研修の周知 ●庁内連携会議の実施 ・福岡市自殺対策推進幹事会を令和7年7月11日に実施 ・福岡市自殺対策推進会議を令和7年10月10日に実施 (課題) ●多様な相談内容に適切に対応できるよう、職員の専門性向上が必要 ●心のサポーター養成研修について、若年層及び児童・生徒への普及啓発を推進するため、当該世代や教育関係者など児童・生徒に関わる人を対象とした研修の実施が必要	●うつ病予防教育の実施 ●心のサポーター養成研修の実施 ●精神保健福祉相談の実施 ●精神保健福祉相談員講習会の実施 ●庁内連携会議の実施 ・福岡市自殺対策推進幹事会を令和8年6月29日に実施 ・福岡市自殺対策推進会議を令和8年10月13日に実施予定

--	--	--	--